

## 船舶事故調査報告書

平成24年5月24日  
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決  
 委員 横山 鐵 男（部会長）  
 委員 庄 司 邦 昭  
 委員 根 本 美 奈

事故種類	衝突
発生日時	平成22年10月31日 06時28分ごろ
発生場所	徳島県鳴門市島田島北北西方沖 鳴門市所在の孫埼灯台から真方位310° 2.9海里（M）付近 （概位 北緯34° 16.2′ 東経134° 36.0′）
事故調査の経過	平成22年11月17日、本事故の調査を担当する主管調査官（神戸事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	A 貨物船 やまなか、748トン 134861、山中造船株式会社 86.25m×13.00m×7.80m、鋼 ディーゼル機関、1,471kW、平成6年3月 B 漁船 <small>おの</small> 小野丸、1.5トン TO3-19183（漁船登録番号）、個人所有 8.47m（Lr）×1.94m×0.70m、FRP ディーゼル機関、漁船法馬力数70、平成6年10月
乗組員等に関する情報	A 船長A 男性 53歳 三級海技士（航海） 免許年月日 昭和61年2月12日 免状交付年月日 平成22年8月18日 免状有効期間満了日 平成28年3月20日 B 船長B 男性 74歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和50年5月10日 免許証交付日 平成21年2月9日 （平成26年6月27日まで有効）
死傷者等	A なし B 軽傷 1人（船長B）
損傷	A 右舷船首部に擦過傷 B 船首部圧損
事故の経過	A船は、船長Aほか4人が乗り組み、鋼材2,220tを積載し、船長Aが、平成22年10月31日06時00分ごろ船橋当直を引き継ぎ、徳島県島田島の西北西方沖6.6M付近において、一等航海士を見張りに就け、約112°（真方位、以下同じ。）の針路に定め、約12.6ノット（kn）の速力（対地速力、以下同じ。）で自動操舵により航行した。 船長Aは、島田島北北西方沖を航行していたとき、右舷船首方約70°

	<p>約1.2MにA船の前路を15kn以上の速力で左方に横切る態勢のB船を視認したが、様子を見るために針路及び速力を保持して航行した。</p> <p>船長Aは、B船が右舷船首方約600mのところでは減速したので、A船に気付いたものと思い、同じ針路及び速力で東南東進したところ、その後、B船がA船に向かって直進してくるので、注意を喚起するため、約400mに接近したところで2～3秒間汽笛を吹鳴したが、B船が更に接近するので、約200mのところでは5～6秒間汽笛を吹鳴し、舵を手動に切り替えて左舵一杯とするとともに、機関を中立から後進一杯としたものの、06時28分ごろ、孫崎灯台から310° 2.9M付近において、A船の右舷船首とB船の船首とが衝突した。</p> <p>B船は、船長Bが1人で乗り組み、一本釣り漁業の漁場に向けて航行中、船長Bが、島田島北北西方沖において速力を約15.0knから約5.0knに減速し、手動操舵を行いながら、操舵室内に備えた魚群探知機で魚群を探索していた。</p> <p>船長Bは、時折、前方を見たものの、A船への接近及びA船からの汽笛に気付かず、魚群探索をしながら航行中、B船とA船が衝突した。</p> <p>船長Bは、顔面右頬部打撲、右大腿部打撲等を負った。</p>								
気象・海象	<p>気象：天気 曇り、風向 西北西、風力 1、視界 良好</p> <p>海象：海上 平穏、潮汐 下げ潮の中央期</p> <p>日出時刻：06時20分</p>								
その他の事項	<p>船長Aは、漁船が直前で減速したり、自船の船尾に向けて変針することがあるのを度々経験していた。</p>								
分析	<table border="1"> <tr> <td>乗組員等の関与</td> <td>A あり、B あり</td> </tr> <tr> <td>船体・機関等の関与</td> <td>A なし、B なし</td> </tr> <tr> <td>気象・海象の関与</td> <td>A なし、B なし</td> </tr> <tr> <td>判明した事項の解析</td> <td> <p>A船は、島田島北北西方沖を自動操舵で東南東進中、船長Aが、右舷前方にB船を視認したが、右舷船首方約600mのところではB船が減速したので、A船に気付いたものと思い込み、衝突直前まで針路及び速力を保持して航行したことから、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>B船は、島田島北北西方沖を魚群探索を行いながら航行中、船長Bが、魚群探索に意識を集中し、見張りを行っていなかったことから、A船への接近及びA船からの汽笛に気付かずに航行を続け、A船と衝突したものと考えられる。</p> </td> </tr> </table>	乗組員等の関与	A あり、B あり	船体・機関等の関与	A なし、B なし	気象・海象の関与	A なし、B なし	判明した事項の解析	<p>A船は、島田島北北西方沖を自動操舵で東南東進中、船長Aが、右舷前方にB船を視認したが、右舷船首方約600mのところではB船が減速したので、A船に気付いたものと思い込み、衝突直前まで針路及び速力を保持して航行したことから、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>B船は、島田島北北西方沖を魚群探索を行いながら航行中、船長Bが、魚群探索に意識を集中し、見張りを行っていなかったことから、A船への接近及びA船からの汽笛に気付かずに航行を続け、A船と衝突したものと考えられる。</p>
乗組員等の関与	A あり、B あり								
船体・機関等の関与	A なし、B なし								
気象・海象の関与	A なし、B なし								
判明した事項の解析	<p>A船は、島田島北北西方沖を自動操舵で東南東進中、船長Aが、右舷前方にB船を視認したが、右舷船首方約600mのところではB船が減速したので、A船に気付いたものと思い込み、衝突直前まで針路及び速力を保持して航行したことから、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>B船は、島田島北北西方沖を魚群探索を行いながら航行中、船長Bが、魚群探索に意識を集中し、見張りを行っていなかったことから、A船への接近及びA船からの汽笛に気付かずに航行を続け、A船と衝突したものと考えられる。</p>								
原因	<p>本事故は、島田島北北西方沖において、A船が東南東進中、B船が魚群探索を行いながら航行中、船長Aが衝突直前まで針路及び速力を保持して航行し、また、船長Bが見張りを行っていなかったため、両船が衝突したことにより発生したものと考えられる。</p>								
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>適切な見張りの妨げとなる作業は行わないこと。</li> <li>他船が接近する場合、他船との衝突のおそれを判断し、余裕のある時期に、かつ、大幅に避航動作をとること。</li> </ul>								